

「周波数再編アクションプラン（平成 24 年 10 月改定版）（案）」
に対する意見募集の結果及び意見に対する考え方
（募集期間：平成 24 年 8 月 28 日（火）～平成 24 年 9 月 26 日（水））

No.	提出された意見	意見に対する考え方
1	<p><該当箇所> 第 2 章 各周波数帯区分の再編方針 I. 335.4MHz 以下</p> <p><意見> 27MHz の市民ラジオの存続を強く求めます。</p> <p align="right">【個人】</p>	<p>27MHz帯市民ラジオについて本改定案では移行・再編を予定しておりませんので、御意見として参考とさせていただきます。</p> <p>なお、本改定案に記載している27MHz帯の無線操縦用簡易無線局と、市民ラジオの無線局は異なります。</p>
2	<p><該当箇所> 第 2 章 各周波数帯区分の再編方針 I. 335.4MHz 以下</p> <p><意見> 27MHz 帯の市民ラジオ（免許不要）は技術基準適合証明の取得して、運用されていることは認識されておられるところではあると思いますが、微増ではありますが着実に適合機は増えています。</p> <p>市民ラジオ愛好家は全国各地において 200 局強は存在します。</p> <p>また、愛好家など防災意識が強く、かの東日本大震災においても関東・東北圏で活躍した事実も承知されてるものと思います。その多くはアマチュア無線家や先のプラチナバンドで割り当てられたパーソナル無線家が含まれます。</p> <p>その 200 局も年に数回開催される会合の中で技術基準適合機への切り替えを進めているところであります。</p> <p>以上憚りながらも認識いただきたくコメント申し上げます。</p> <p align="right">【個人】</p>	<p>27MHz帯市民ラジオについて本改定案では移行・再編を予定しておりませんので、御意見として参考とさせていただきます。</p> <p>なお、本改定案に記載している27MHz帯の無線操縦用簡易無線局と、市民ラジオの無線局は異なります。</p>
3	<p><該当箇所> 第 2 章 各周波数帯区分の再編方針 I. 335.4MHz 以下</p> <p><意見> 1985年より市民ラジオを運用する者です。 市民ラジオの存続を切に希望いたします。 全国で100局以上の市民ラジオ愛好家が無線運用を行っております。</p>	<p>27MHz帯市民ラジオについて本改定案では移行・再編を予定しておりませんので、御意見として参考とさせていただきます。</p> <p>なお、本改定案に記載している27MHz帯の無線操縦用簡易無線局と、市民ラジオの無線局は異なります。</p>

	<p>当地新潟でも、下記リンク先のように愛好家が活動しております。</p> <p>http://www2.ocn.ne.jp/~ncb/NiigataCB/TYniigataCB.htm</p> <p>多くの局が新сприラス規定に対応した無線設備を取得し、運用を続行する構えです。</p> <p>一市民の意見ではありますが、どうかよろしく願い申し上げます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
4	<p>(意見1)</p> <p><該当箇所></p> <p>第2章 各周波数帯区分の再編方針</p> <p>I. 335.4MHz 以下</p> <p><u>具体的な取組</u></p> <p>①中波帯のアマチュア無線</p> <p><意見></p> <p>■第2章I①(中波帯のアマチュア無線)について 原案通り支持します。</p> <hr/> <p>(意見2)</p> <p><該当箇所></p> <p>第2章 各周波数帯区分の再編方針</p> <p>I. 335.4MHz 以下</p> <p><u>具体的な取組</u></p> <p>②簡易無線局(27MHz帯及び150MHz帯)</p> <p><意見></p> <p>■第2章I②(無線操縦用簡易無線の廃止)について 原案通り支持します。</p> <hr/> <p>(意見3)</p> <p><該当箇所></p> <p>第2章 各周波数帯区分の再編方針</p> <p>Ⅲ. 470～960MHz帯</p> <p><u>具体的な取組</u></p> <p>⑤パーソナル無線(903～905MHz)</p> <p><意見></p> <p>■第2章Ⅲ⑤(パーソナル無線)について、最終使用期限が平成27年11月30日と記載されているが、この期日を超えて有効期間満了日が設定されている無線局の取扱いはどうなっていますか？ 免許の有効期間満了日まで使えますか？</p>	<p>本改定案への賛同意見として承ります。</p> <p>本改定案への賛同意見として承ります。</p> <p>原則として、免許状に記載の有効期間まで使用することができますが、周波数再編方針へのご理解をいただき、最終使用期限までの廃止等をご検討願います。 なお、平成23年12月13日以前に免許又は再免許を受けた方が最終使用期限である平成27年11月30日までにパーソナル無線局を廃止又は他の簡易無線局の周波数への指定等の変更をする場合は、特定周波数終了対策による給付金の申請を行うことができます。</p>

<p>(意見4) <該当箇所> (参考2) 平成23年度電波の利用状況調査の評価結果(平成24年7月11日公表)の概要(第5章総括部分の抜粋) 第5章 総括 (2)26.175MHz超50MHz以下 ①</p> <p><意見> 「平成23年度電波の利用状況調査の評価結果について」 ■第5章(2)①(無線操縦用簡易無線の廃止)について 原案通り支持します。</p>	<p>参考2に関する御意見につきましては、「平成23年度電波の利用状況調査の評価結果(平成24年7月11日公表)の概要(第5章総括部分の抜粋)」の内容に関するものであることから、本改定案とは直接の関係がなく、意見募集の対象外ではありますが、御意見として、参考とさせていただきます。</p>
<p>(意見5) <該当箇所> (参考2) 平成23年度電波の利用状況調査の評価結果(平成24年7月11日公表)の概要(第5章総括部分の抜粋) 第5章 総括 (2)26.175MHz超50MHz以下 ②</p> <p><意見> 「平成23年度電波の利用状況調査の評価結果について」 ■第5章(2)②(市民ラジオ)について</p> <p>a. 評価方法に対する意見 そもそも無線局免許制度のない市民ラジオにおいて、単純にメーカー出荷台数や技適取得件数のみで評価する手法が適切かどうか疑問です。 市場に出回っている無線機は製造から年数が経過しているものの中古で取引され使用されています。 この点について総務省としての考え方をお聞きしたい。</p> <p>b. 技適取得について 現に少しずつではあるものの新スプリアス規制に対応するべく改善を行う者が出ている中で、他のカテゴリの無線局と比較して台数は大きく伸びないかもしれませんが、これからも新規格に適合した無線機でこの市民ラジオを使っていきたいという彼らの意思の表れであることを認識していただきたい。</p> <p>c. 文章の一部に誤りがあると思われるので訂正願います。 P23 (参考2) 18行目~19行目 (誤)船舶通信システム等の重要な電波利用システムやアマチュア無線にも広く利用されてことから</p>	<p>参考2に関する御意見につきましては、「平成23年度電波の利用状況調査の評価結果(平成24年7月11日公表)の概要(第5章総括部分の抜粋)」の内容に関するものであることから、本改定案とは直接の関係がなく、意見募集の対象外ではありますが、御意見として、参考とさせていただきます。</p>

	<p>(正) 船舶通信システム等の重要な電波利用システムやアマチュア無線にも広く利用されていることから</p> <p>d. 不法CBの継続的な摘発により市民ラジオの利用環境が大変よくなっている事実があるので、この場を借りてお礼申し上げます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
5	<p><該当箇所> 第2章 各周波数帯区分の再編方針 I. 335.4MHz 以下</p> <p><意見> 27MHzの市民ラジオの存続を強く求めます。 今現在も、合法CB無線にて交信・活用している局は国内に数百局います。 自分も、その1人です。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>27MHz帯市民ラジオについて本改定案では移行・再編を予定しておりませんので、御意見として参考とさせていただきます。</p> <p>なお、本改定案に記載している27MHz帯の無線操縦用簡易無線局と、市民ラジオの無線局は異なります。</p>
6	<p><該当箇所> 第2章 各周波数帯区分の再編方針 I. 335.4MHz 以下 <u>基本的な方針</u> <u>具体的な取組</u> ④市町村防災行政無線（150MHz 帯）、都道府県防災行政無線（150MHz 帯）、消防無線（150MHz 帯） <u>今後取り組むべき課題</u> ②</p> <p>II. 335.4～470MHz 帯 <u>基本的な方針</u> <u>具体的な取組</u> ③市町村防災行政無線（400MHz 帯）、都道府県防災行政無線（400MHz 帯）</p> <p><意見> 当県では、東日本大震災や南海トラフ巨大地震等の広域巨大災害が発生して通常の通信環境が被災し途絶する過酷な状況に備えて150MHz帯の全県移動系防災行政無線を整備しているところです。</p> <p>また、県内の市町村においては、150MHz帯及び400MHz帯の市町村防災行政無線（移動系）等を活用して災害時に孤立する可能性のある集落との通信を確保しており、災害発生時の情報孤立の防止に県を挙げて取り組んでおります。</p> <p>紀伊山地の険しい山々と複雑に入り組んだ海岸線が織りなす当県の地理的特性においては、全県移動系防災行政無線</p>	<p>移動系の防災行政用無線について、多チャンネル化やデータ・画像伝送等、災害時の迅速な情報伝達や情報収集に大きなメリットを有する260MHz帯デジタル方式を平成13年度（都道府県にあっては平成16年度）から導入しており、できる限り早期に260MHz帯へ移行することとなっておりますので、機器の更改の際などにデジタル化への移行をお願いいたします。</p>

	<p>の周波数として 150MHz 帯の電波伝搬特性が最も適しております。</p> <p>昨年台風 12 号による未曾有の豪雨がもたらした紀伊半島大水害では、断線や停電などで公衆通信が途絶する中で、150MHz 帯全県移動系防災行政無線が駐在事務所との唯一の通信手段として実際に機能し、最後の命綱とも言うべき高い信頼性を改めて認識したところです。</p> <p>しかしながら、現在の移動系防災行政無線を 260MHz 帯でデジタル化し、置き換えるためには、当県のような複雑で険しい地形条件であるほど電波の到達範囲が狭くなり多数の無線中継所を新設する必要があるため莫大な費用が必要となります。</p> <p>当県及び県内市町村の財政状況を鑑みるに極めて困難と考えます。</p> <p>これに加えて今のデジタル移動系防災行政無線はシステムが複雑で不要な機能が多いため、当県においては現行のアナログ方式から転換する費用対効果が認めがたく、地域の事情に応じて従来どおり 150MHz 帯及び 400MHz 帯の移動系防災行政無線を継続して使用できるよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【和歌山県】</p>	
7	<p><該当箇所> 第 2 章 各周波数帯区分の再編方針 I. 335.4MHz 以下</p> <p><意見> 市民ラジオは現在、製造メーカーからの新規登録はありませんが、新スプリアス規定に合致した市民ラジオの登録台数は確実に増えていきます。</p> <p>平成 22 年度、17 台の新規登録後、約 2 年間ほど新規登録はありませんが、本年度中に新たに 15 台～30 台。来年度（平成 25 年度）は、さらに新規登録台数は増え、今後も増え続けていく事は確実です。</p> <p>現在、新スプリアス規定に合致した市民ラジオ製作者は、ごく限られておりますが、今後、製造者も増加していく事になります。</p> <p>平成 34 年以降も使用出来る市民ラジオは今後、登録台数は増加し続けます。</p> <p>免許不要な無線機は市民ラジオ以外にも存在しますが、利用する側（者）にとって、市民ラジオは、その操作方法が至って簡単な為、使用する者を選ぶことなく（子供から、お年寄りまで）誰でも、直ぐに利用出来る大きなメリットがあります。</p> <p>災害時の連絡手段にも免許不要かつ操作方法が簡単である市民ラジオは有効利用される事でしょう。</p> <p>また使用周波数帯が 27MHz 帯という低い周波数なら</p>	<p>27MHz帯市民ラジオについて本改定案では移行・再編を予定しておりませんので、御意見として参考とさせていただきます。</p> <p>なお、本改定案に記載している27MHz帯の無線操縦用簡易無線局と、市民ラジオの無線局は異なります。</p>

	<p>ではの伝搬（特に山岳地帯など）では非常に有効な連絡手段となっています。</p> <p>アマチュア無線など要免許では無い為、現在、市民ラジオを利用している人口の把握は難しいですが、一時期減衰傾向であった利用人口は現在、微増ではありますが増えている傾向で今後も微増を続ける方向だと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
8	<p><該当箇所> 第2章 各周波数帯区分の再編方針 I. 335.4MHz 以下</p> <p><意見> 私は27MHz帯市民ラジオで趣味として楽しんでいます。 Eスポ反射を利用してかつ無免許、無資格で誰でも楽しめる貴重な無線だと思います。 局数も現在では少ないのは実情ですが0ではないので利用者がいることは事実です。 平成34年スプリアス規制も免許局であればコントロールすることも可能だと思いますが、無資格局だとまず局数の把握が難しくかつ利用者数も確実に把握することが不可能だと考えられています。 しかしながら趣味として楽しんでいる局があるのは事実です。 スプリアス規制も無線局全てに規制するのあれば新スプリアス以前のその他無資格局（特定小電力無線局など）にも影響がありえると考えられています。 27MHz帯を他の無線に使うのでなければ今まで通り市民ラジオも引き続き使用できるようお願い致します。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>27MHz帯市民ラジオについて本改定案では移行・再編を予定しておりませんので、御意見として参考とさせていただきます。</p> <p>なお、本改定案に記載している27MHz帯の無線操縦用簡易無線局と、市民ラジオの無線局は異なります。</p>
9	<p><該当箇所> 第1章 背景・目的 第2章 各周波数帯区分の再編方針 II. 335.4～470MHz 帯</p> <p><意見> 弊社では、予期せぬ大規模な災害に備え、「通信ネットワークの信頼性向上」、「重要通信の確保」、「サービスの早期復旧」を災害対策の基本方針として、さまざまな対策に取り組んでいます。 その内、当該400MHz帯を使用する機器については、国立公園など有線回線を敷設できないエリア等への通信確保に加え、「サービスの早期復旧」の対策として、各種の災害対策用機器を配備しており昨年の東日本大震災においても臨時電話回線等の提供に有効活用いたしました。</p>	<p>本改定案への賛同意見として承ります。</p>

	<p>そのため当該周波数における災害対策用機器での利用に加えて、さらなる周波数の有効利用や技術的検討を進めることに賛同致します。</p> <p style="text-align: center;">【東日本電信電話株式会社】</p>	
10	<p><該当箇所> 第2章 各周波数帯区分の再編方針 I. 335.4MHz 以下</p> <p><意見> 市民ラジオですが災害時にだれでも使える通信手段としてはもっとも適していると思われます。 免許不要で操作も複雑でなく低い周波数なので山間部でも比較的繋がりやすい特性を持っていると思います。 現在製造メーカーはありませんが新スプリアス規定に合致した市民ラジオの登録台数は増えているようで平成34年以降も有効利用出来るのではないのでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>27MHz帯市民ラジオについて本改定案では移行・再編を予定しておりませんので、御意見として参考とさせていただきます。</p> <p>なお、本改定案に記載している27MHz帯の無線操縦用簡易無線局と、市民ラジオの無線局は異なります。</p>
11	<p><該当箇所> (参考2) 平成23年度電波の利用状況調査の評価結果(平成24年7月11日公表)の概要(第5章総括部分の抜粋) 第5章 総括 (2)26.175MHz 超 50MHz 以下 ②</p> <p><意見> 市民ラジオについては、免許不要のため、無線を始める者にとっての入門バンドでもあり、現在も多くのユーザーが使用しています。 また非常時・災害時において、電話網の途絶えた場合の有効な通信手段として、アマチュア無線同様に使用されることは間違いありません。 市民ラジオの27MHz帯の周波数特性は、同じく免許不要の400MHz 特定小電力無線電話とは異なり、電波の飛び方、到達距離も異なることから、2つの免許不要無線局のための周波数帯は必要と考えます。 市民ラジオは、今後も新スプリアス規定に対応した無線設備は徐々に増加していくものと考えておりますので、今後も存続を強く希望します。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>参考2に関する御意見につきましては、「平成23年度電波の利用状況調査の評価結果(平成24年7月11日公表)の概要(第5章総括部分の抜粋)」の内容に関するものであることから、本改定案とは直接の関係がなく、意見募集の対象外ではありますが、御意見として、参考とさせていただきます。</p>
12	<p><該当箇所> 第2章 各周波数帯区分の再編方針 I. 335.4MHz 以下</p>	<p>27MHz帯市民ラジオについて本改定案では移行・再編を予定しておりませんので、御</p>

<意見>

周波数再編アクションプラン（平成24年10月改訂版）（案）において、市民ラジオに関する周波数再編については具体的な取組には記されていないものの、同周波数帯の「無線操縦用簡易無線」「コンテナ荷役用無線システム」については、周波数分配の削除・周波数の割り当て見直しとされていること、また3-50MHz帯に海洋レーダーの導入を検討とあることから、意見提出を行うものです。

- ・市民ラジオは、現実的にまだ多くの自治会・町内会等の住民主体の小規模組織の連絡用に使われていること。
- ・もっとも単純な回路構成といえるAM変調方式で、汎用性の高い乾電池で動作、操作も単純明快、いざというとき初めて無線機を触った人でも考えることなく使えるというメリットがあり、シンプルな回路構成からも故障が少なく、普段は地域の防災拠点である小中学校や公民館等の防災倉庫には常備品として眠っていること。
- ・代替としての特定小電力トランシーバーはレジャー向けチャンネルであっても実際には多くの業務局で使用されていること。UHF帯であるため建物の陰では圧倒的に通信距離が短くなること、FM変調のため信号強度が弱いと急に聞こえなくなり防災時（訓練においても）の信頼性・実用性は著しく落ちること。
- ・市民ラジオの周波数帯は国内のみならず、海外でもFCC・漁業無線ほかで使用されており、HF帯であることからそれらの被りだけでなく、国内違法局の混信もひどく他の用途での使用は困難である。さらに帯域も十分にとることもできないため、パーソナル無線（800MHz帯）と異なり、周波数帯としての商用的価値・利権的価値はなく、一度配分した周波数に対して合理的かつ明確な用途変更がない限り、将来にわたって削除することは適切ではないこと。
- ・当該周波数については国から割り当てられたものであり、それに基づき多くの無線機が出荷され今なお現存し、少数（17台）とはいえ、新たに平成34年以降にも適合した新技術適合証明設備が登録されている状況で、一方的な周波数分配の削除は、電波行政に対する信頼を著しく失墜させるものであること。
- ・平成34年11月以降についても、当該周波数帯の合理的かつ明確な用途が定まっていない状態では、現状の市民ラ

意見として参考とさせていただきます。

なお、本改定案に記載している27MHz帯の無線操縦用簡易無線局と、市民ラジオの無線局は異なります。

	<p>ジオ無線機（現在の技術適合基準）の仕様で与える電波障害の影響を加味し、継続的な使用を認めることを望みます。</p> <p>以上のことから、市民ラジオの周波数（わずが8チャンネル）については、今後も周波数再編の対象としないことを求めるものです。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
13	<p>（意見1） <該当箇所> 第2章 背景・目的</p> <p><意見> （総論）移動通信に対するニーズの爆発によって、周波数は不足する一方である。 いっそうの周波数有効利用に向けて、周波数再編アクションプランよりも強い施策を、今後、展開されることを期待する。 アクションプランは既存利用者の利用状況を元に再編に向けてのアクションを提案するものである。 これに対して、アクションプランよりも強い施策とは、既存利用者が利用していても、デジタル化によって帯域を削減できる、あるいは、移動通信等の汎用無線によって代替できるなどの可能性がある場合は、再編の対象とするなどの施策を意味する。</p> <hr/> <p>（意見2） <該当箇所> 第2章 各周波数帯区分の再編方針 Ⅲ. 335.4MHz 以下 <u>今後取り組むべき課題</u> ③</p> <p><意見> 「200MHz 帯（170～202.5MHz）においては、公共ブロードバンド移動通信システムの運用を確保しつつ、そのホワイトスペースに他のシステムを導入することで平常時における多様な利用を促進し、周波数利用効率を高めるため、技術的検討を進める。」との方針が出されたことを歓迎する。 米国では Authorized Shared Access (ASA) が提案されている。ASA は、緊急時には公共用途の通信を優先することを条件に、平常時には民間利用を認めるというものである。 200MHz 帯における方針は ASA と同一の方向を志向するものであり、周波数の有効利用を進めるものである。 他の周波数帯についても、同様に、ASA の適用可能性やホ</p>	<p>周波数再編アクションプランは、総務省が毎年実施する電波の利用状況調査の評価結果、電波利用サービスの高度化、国際電気通信連合無線通信総会及び世界無線通信会議の結果、利用者ニーズの多様化及び研究開発動向等を踏まえて周波数再編の取組方針を明確化しているものです。</p> <hr/> <p>本改定案への賛同意見として承ります。</p>

ワイトスペースとしての利用を検討する方向で電波政策が展開されることを希望する。

(意見3)

<該当箇所>

第2章 各周波数帯区分の再編方針

Ⅱ. 335.4MHz～470MHz 帯

今後取り組むべき課題

<意見>

「新幹線におけるインターネット環境のブロードバンド化を図るため、平成27年の実用化を目標として、400MHz帯の割当てを1MHz幅程度に拡大するよう技術的検討を進める。」との方針が打ち出されているが、以下の理由で技術的検討は行うべきではない。

新幹線内でインターネットを利用するには、①新幹線内のWiFiアクセスポイントに接続し、アクセスポイントから先は400MHz帯で接続する方法と②3G/LTEを用いて利用者が直接インターネットに接続する方法、の二種類がある。

LTEの普及とともに利用者は②を選択し始めており、実用化が予定される平成27年(2015年)には、①による利用は激減する可能性が高い。

市場動向を見据えれば、400MHz帯の追加割当ては不要であり、実施すべきではない。

新幹線におけるインターネット環境は、スマートフォン等の普及により通信量が増え、つながりにくい状況になっていることから、相当の需要があるものと考えられますので、利用の増加が見込まれており、今回の改定案において更なるブロードバンド化を検討するものです。

(意見4)

<該当箇所>

第2章 各周波数帯区分の再編方針

Ⅲ. 470MHz～960MHz 帯

具体的な取り組み

②ITS車車間・路車間通信システム(755～765MHz)

<意見>

「交差点等における交通事故を削減するための安全運転支援システムの実現に向け、車載器同士や車載器と路側機間で自車の位置や速度情報等を送受信する車車間通信・路車間通信の導入に必要となる制度整備を実施した。

平成25年4月以降の全国での導入に向けて取り組む。」との方針が打ち出されているが、中止すべきである。

世界では、この周波数で車車間通信・路車間通信を実施する国はなく、せっかく実用化しても日本だけの利用に留まるため、機器の低廉化は期待できず、国際競争力にも寄与しない。

ITS利用については、他国と周波数を一致させるべきである。

700MHz帯を利用した車車間通信・路車間通信については、情報通信審議会答申及び電波監理審議会答申を踏まえ、平成23年12月14日に制度化しました。周波数の割当てに当たっては、アジア太平洋地域での携帯電話への周波数割当てとの整合性から空き周波数となる帯域を割り当てたものです。また、欧米においても車車間通信等の検討が進んでおり、国際標準化への取組を進めて参りたいと考えています。

	<p>(意見5) <該当箇所> 第2章 各周波数帯区分の再編方針 IV. 960MHz～2.7GHz 帯</p> <p><意見> 2010～2025MHz の TDD 帯および 2625～2655MHz の BWA は、オークションを導入する電波法の改正が成立した際に、まさきに対象となるであろう帯域である。 オークションでは利用技術の詳細は落札者に委ねられるため、今、技術的検討・技術基準制定を行っても無駄である。 このため、両帯域での技術的検討・技術基準制定は実施すべきではない。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>周波数の利用に際しては、他の無線システムとの共存に係る技術的検討及びそれを踏まえた制度整備が必要であることから、周波数割当に先んじてこれを行うものです。</p>
14	<p><該当箇所> 第2章 各周波数帯区分の再編方針 I. 335.4MHz 以下</p> <p><意見> 市民ラジオ（免許不要）は制定より、50年以上の歴史があり、免許不要として運用できる唯一の短波帯の無線局であります。 近年、総合通信局の違法局取締りにより、混信等も以前と比べ格段に少なくなり、電波法上で指定された8波の周波数、内蔵アンテナ、0.5Wの送信出力でも、遠方と交信できる良い環境下となりました。 免許不要の無線局で、短波帯の無線局が運用できるのは、「市民ラジオ」のみであり、超短波、極超短波とは異なる電波伝搬（電離層反射）を体験できる周波数帯でもあります。 青少年の理科離れ（工学部離れ）が叫ばれている昨今、多岐に渡る工学分野の中で、「電波」に興味をもった青少年が、「電波」の不思議、面白さに唯一「免許不要」触れ、実体験出来ることのできる短波帯の無線局であります。 次なるステップとして、アマチュア無線への興味へも繋がります 斯く言う私も、市民ラジオで「電波」に興味を持ち、最終的には通信機器のエンジニアへの職となりました。 「電波」への興味から、将来の「無線通信」の専門知識を得る入口となるこの歴史のある「市民ラジオ」の存続をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>27MHz帯市民ラジオについて本改定案では移行・再編を予定しておりませんので、御意見として参考とさせていただきます。 なお、本改定案に記載している27MHz帯の無線操縦用簡易無線局と、市民ラジオの無線局は異なります。</p>
15	<p><該当箇所> 第2章 各周波数帯区分の再編方針 V. 2.7～4.4GHz 帯</p>	<p>3.4GHz帯における第4世代移動通信システムの技術的条件案の検討に際しては、同一</p>

	<p><意見> 3.4~3.6GHz帯における第4世代移動通信システムの実用化及び、3.6~4.2GHz帯における当該システムへの割当てに際しては、主要な無線インフラとして重要な役割を果たす、衛星通信サービスの安定的、継続的な提供が妨げられないよう、固定衛星業務との共用に係る検討を十分行い、共用条件を確立いただくことを要望致します。</p> <p style="text-align: center;">【スカパーJ S A T株式会社】</p>	<p>／隣接周波数帯の既存無線システムとの周波数共用条件について、情報通信審議会等を通して、十分な検討を行っていく予定です。</p>
16	<p>(意見1) <該当箇所> 第2章 各周波数区分の再編方針 II. 335.4~470MHz帯 <u>具体的な取組</u> ④ 400MHz帯医療用テレメーター</p> <p><意見> 医療用テレメーターの高度化を目的として、IEEE 802.15.6規格を導入しようとしていることについて、次の問題が懸念されるため、別の周波数帯域での運用を検討すべきと考える。</p> <p>(1) IEEE 802.15.6のテレメーターは医療用テレメーターに混信を起し安全な運用を妨げる。 理由：IEEE 802.15.6の干渉回避方式（キャリアセンス）では、複数の受信アンテナを集合するアンテナシステムを使用している既存テレメーターとの同一帯域内での共存が困難であることは、昨年度の「400MHz帯高度化検討会」で明らかになっている。</p> <p>(2) 通達距離が短すぎるため医療用テレメーターシステムとして利便性のある運用ができない。 理由：医療テレメーターは、屋内で見通し30メートル程度の距離を通信するシステム設計となっている。しかし、IEEE 802.15.6は、ボディエリアでの通信（通達距離1~2メートル）を想定しており、既存の医療テレメーターとの置き換えは単純にはできない。また、本来のボディエリアネットワークの目的とは異なる。</p> <p>(3) 周波数割り当てが国際標準に準拠していない。 理由：「国際標準規格に準拠すべき」という観点では、IEEE 802.15.6が使用できる周波数帯を、各国で整合すべきである。例えば、今年の5月にFCCが「MBAN」用に割り当てた2.3GHz帯と同じ周波数帯域を、日本でも割り当</p>	<p>IEEE 802.15.6を使用する医療用テレメーターの技術基準については、既存の医療用テレメーターに影響がないよう検討を行っています。</p> <p>IEEE 802.15.6を使用する医療用テレメーターについては、既存の医療用テレメーターと単純に置き換わるものではなく、新しい使い方も想定されると考えます。</p> <p>IEEE802.15.6ではいくつかの周波数帯をサポートしていますが、そのうち各周波数帯における特性及び国内での使用状況等を考慮して、400MHz</p>

<p>てることなども検討してほしい。また、FCC では、医療用テレメーター用帯域「WMTS」と、ボディエリアネットワーク用帯域「MBAN」を用途別に明確に分けていて、医療現場で共存しても干渉を起こさないよう配慮している。</p>	<p>帯への導入が適当であると考えています。</p>
<p>(意見 2) <該当箇所> 第 2 章 各周波数区分の再編方針 II. 335.4~470MHz 帯 <u>具体的な取組</u> ④ 400MHz 帯医療用テレメーター</p> <p><意見> 医療用テレメーター高度化の日程目標について 「平成 27 年度の実用化を目指して、平成 26 年度までに技術基準を策定する」といった日程目標が記載されているが、高度化する必要があるかどうかは、これからの検討の結果判断されることであるため、既に高度化することが決まっているかのような文言は記載するべきではない。</p>	<p>該当箇所については、あくまで目標であり、今後の技術的な検討を踏まえ進めていくこととしています。</p>
<p>(意見 3) <該当箇所> 第 2 章 各周波数区分の再編方針 II. 335.4~470MHz 帯 <u>具体的な取組</u> ④ 400MHz 帯医療用テレメーター</p> <p><意見> 周波数再編の取り組みとは直接的に関係はないが、IEEE 802.15.6 製品を病院で患者が使用した場合、次のような運用上の問題点が想定される。</p> <p>(1) 医用テレメーターを IEEE 802.15.6 に準拠したシステムに置き換えた場合、別途、中継器等を介してデータをナースセンターまで送る必要が生じる。その場合、IEEE 802.15.6 の送受信機と中継器の 2 台を持ち運ぶこととなり、現状よりも患者の負担が重くなる。</p> <p>(2) 一口に「医療」と言っても、健康人を対象とした「ヘルスケア」と、病人を対象とした「メディカルケア」がある。IEEE 802.15.6 の規格内容を詳細に見ると、一般健康人を対象とした「ヘルスケア」を念頭にしていることが分かる。一方、医療用テレメーターは、病人のための「メディカルケア」を対象としているため、通信が途絶えることとなる「混信」は、僅かでも避けなければならない用途である。</p>	<p>IEEE 802.15.6 の導入に関する御意見として、今後の参考とさせていただきます。</p>

【一般社団法人電子情報技術産業協会】		
17	<p><該当箇所> 第2章 各周波数区分の再編方針 V. 2.7~4.4GHz 帯 <u>具体的な取組</u> ② 3.4GHz 帯への第4世代移動通信システムの導入</p> <p><意見> 周波数再編アクションプランに従った 3.4GHz 帯の音声STL/TTL/TSL 及び監視・制御回線の周波数移行について、移行期限の前倒しに対し無理のない時間的な配慮がなされること、移行期間の中で第4世代移動通信システムとの相互干渉について十分に検討することを望みます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社TBSラジオ&コミュニケーションズ】</p>	<p>3.4GHz帯への第4世代移動通信システムの導入に伴う音声STL/TTL/TSL及び監視・制御回線の周波数移行の前倒しについては、音声STL等の利用状況を踏まえつつ、関係者を含めて十分に検討していく予定です。</p> <p>また、3.4GHz帯における第4世代移動通信システムの技術的条件案の検討に際しては、同一／隣接周波数帯の既存無線システムとの周波数共用条件について、情報通信審議会等を通して、十分な検討を行っていく予定です。</p>
18	<p><該当箇所> 第2章 各周波数区分の再編方針 II. 335.4~470MHz 帯 <u>具体的な取組</u> ② 350MHz 帯マリンホーン</p> <p><意見> 350MHz 帯マリンホーンの代替移行がスムーズに行えるよう、現在陸上のみで許可されている簡易無線及び地域振興無線が海上でも使用できるようすみやかに制度を改定してもらいたい。</p> <p style="text-align: center;">【社団法人全国漁業無線協会】</p>	<p>マリンホーンについては、利用者に過度な負担とならない代替手段の検討を進めていく予定です。</p>
19	<p>(意見1) <該当箇所> 第2章 各周波数区分の再編方針 II. 335.4~470MHz 帯 <u>具体的な取組</u> ④ 400MHz 帯医療用テレメーター</p> <p><意見> 医療用テレメーターの高度化を目的として、IEEE 802.15.6規格を導入しようとしていることについて、次の問題が懸念されるため、別の周波数帯域での運用を検討すべきと考える。</p> <p>(1) IEEE 802.15.6のテレメーターは医療用テレメーターに混信を起し安全な運用を妨げる。</p>	<p>IEEE 802.15.6を使用する医療用テレメーターの技術基準については、既存の医療用</p>

理由：IEEE 802.15.6の干渉回避方式（キャリアセンス）では、複数の受信アンテナを集合するアンテナシステムを使用している既存テレメーターとの同一帯域内での共存が困難である。

(2) 通達距離が短すぎるため医療用テレメーターシステムとして利便性のある運用ができない。

理由：医療テレメーターは、屋内で見通し30メートル程度の距離を通信するシステム設計となっている。しかし、IEEE 802.15.6は、ボディエリアでの通信（通達距離1～2メートル）を想定しており、既存の医療テレメーターとの置き換えは単純にはできない。

(3) 周波数割り当てが国際標準に準拠していない。

理由：「国際標準規格に準拠すべき」という観点では、IEEE 802.15.6が使用できる周波数帯を、各国で整合すべきである。今年の5月にFCCが「MBAN」用に割り当てた2.3GHz帯と同じ周波数帯域を、日本でも割り当てることを検討してほしい。また、FCCでは、医療用テレメーター用帯域「WMTS」と、ボディエリアネットワーク用帯域「MBAN」を用途別に明確に分けていて、医療現場で共存しても干渉を起こさないよう配慮している。

テレメーターに影響がないよう検討を行っています。

IEEE 802.15.6を使用する医療用テレメーターについては、既存の医療用テレメーターと単純に置き換わるものではなく、新しい使い方も想定されると考えます。

IEEE802.15.6ではいくつかの周波数帯をサポートしていますが、そのうち各周波数帯における特性及び国内での使用状況等を考慮して、400MHz帯への導入が適当であると考えています。

(意見2)

<該当箇所>

第2章 各周波数区分の再編方針

Ⅱ. 335.4～470MHz帯

具体的な取組

④ 400MHz帯医療用テレメーター

<意見>

医療用テレメーター高度化の日程目標について

「平成27年度の実用化を目指して、平成26年度までに技術基準を策定する」といった日程目標が記載されているが、高度化する必要があるかは、これからの検討で判断されることであるため、既に高度化することが決まっているかのような文言は記載すべきではない。

該当箇所については、あくまで目標であり、今後の技術的な検討を踏まえ進めていくこととしています。

(意見3)

<該当箇所>

第2章 各周波数区分の再編方針

Ⅱ. 335.4～470MHz帯

具体的な取組

④ 400MHz帯医療用テレメーター

<意見>

IEEE 802.15.6の導入に関する御意見として、今後の参考とさせていただきます。

IEEE 802.15.6 製品を病院で患者が使用した場合、次のような運用上の問題点がある。

(1) 医用テレメーターを IEEE 802.15.6 に準拠したシステムに置き換えた場合、別途、中継器を介してデータをナースセンターまで送る必要が生じる。その場合、IEEE 802.15.6 の送受信機と中継器の 2 台を持ち運ぶこととなり、現状よりも患者の負担が重くなる。

(2) 一口に「医療」と言っても、健康人を対象とした「ヘルスケア」と、病人を対象とした「メディカルケア」がある。IEEE 802.15.6 を詳細に見ると、一般健康人を対象とした「ヘルスケア」を念頭にしていることが分かる。一方、医療用テレメーターは、病人のための「メディカルケア」を対象としているため、通信が途絶えることとなる「混信」は、僅かでも避けなければならない用途である。

【フクダ電子株式会社】

20

<該当箇所>

第 2 章 各周波数帯区分の再編方針

I. 335.4MHz 以下

基本的な方針

具体的な取組

③市町村防災行政無線（60MHz 帯）、都道府県防災行政無線（60MHz 帯）

<意見>

1. 市町村防災行政無線（60MHz 帯）の移行についての意見

周波数再編アクションプラン第 2 章－I－③ 市町村防災行政無線（60MHz 帯）の取扱いについては、再検討をお願いいたします。

同報系無線の有効な伝達手法の 1 つに戸別受信機があります。これは、各世帯で防災行政無線の情報を受信できる機器であり、多くの自治体が採用しております。

市町村防災行政無線をデジタル方式に移行した場合、戸別受信機の交換が必要になりますが、全ての機器交換は現在の市町村の財政事情では不可能です。また、戸別受信機を廃止し、屋外放送施設のみの運用に切り替えた場合、多くの世帯において受信の確実性が下がります。防災情報を確実に地域住民に届けることが重要であることは、東日本大震災でも明らかになったところです。

周波数再編の必要性について、一定の理解はできますが、市町村の防災行政無線に関して申し上げれば、デジタル方式に移行する利点がほとんどないのが実情であり、費用対効

同報系市町村防災行政無線（60MHz 帯）については、アナログ方式の使用期限を設けているわけではありませんが、現用機器の更改時期を目的にデジタル化への移行を指導しているところです。

電波の有効利用に加え、機能の向上が見込めるデジタル化への移行の御検討をお願いいたします。

果の観点からも適切でないと思われます。
これらのことから、市町村防災行政無線については、慎重な議論をすべきと考えますので、ご検討をお願いいたします。

【茨城県ひたちなか市】

21

<該当箇所>

第2章 各周波数帯区分の再編方針

I. 335.4MHz 以下

<意見>

平素は、電波行政にご尽力頂きまして感謝申し上げます。

市民ラジオ（免許不要）についてコメントをさせていただきます。

27MHz帯の無線機が、どれだけ使用されているかという、無線局数の把握は困難と思われます。

同周波数を傍受したり、インターネットによるコミュニティサイトを見る限りでは、相当数の無線局が稼働しているものと思われます。

市民ラジオの無線機を新規に購入しようと思っても、生産しているメーカーがなく、インターネットオークション等で中古品を購入しているのが現状で、それらの無線機も平成34年11月30日までと期限が決められている訳ですが、それを承知で、その期限が来るまでは、おもいきり使用しようと思っておる様です。

免許不要ということから、災害時に誰でも使用できるというメリットもあると思います。

また、私をはじめ有志を集い、地域防犯パトロールの連絡手段としても活用しているところだす。

他のUHF帯免許不要無線機と併用していますが、これら無線機で通話できない不感地帯でも市民ラジオは通話が可能であったり、また混信等通話が輻輳した場合も受信が出来るなど、市民ラジオはHF帯のAM変調であり、他にない無線の有用性を感じております。

趣味の無線使用から、ボランティアとして有効活用しているので、ぜひ市民ラジオの存続をお願いしたいと思います。

また、平成34年11月30日までの旧スプリアス規定に対応するため、新スプリアス規定に合致した新たな無線設備の出荷として技術基準適合証明を取得した市民ラジオは、現在17台を確認しています。

さらに来月上旬に15台の技術基準適合証明を取得する予定であると伺っております。

これらの数から需要があることは容易に推測できます。市民ラジオは、出力わずか0.5ワットの微弱な電波を使用した無線設備だす。

以上のとおり有効な連絡手段の通信を可能とした、27M

27MHz帯市民ラジオについて本改定案では移行・再編を予定しておりませんので、御意見として参考とさせていただきます。

なお、本改定案に記載している27MHz帯の無線操縦用簡易無線局と、市民ラジオの無線局は異なります。

	<p>H z 帯の市民ラジオがいつまでも使用できることを願っております。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
22	<p><該当箇所> 第2章 各周波数帯区分の再編方針 I. 335.4MHz 以下</p> <p><意見> 市民ラジオ（免許不要）について、新スプリアス規定に対応した機器の大幅増加は見込めないとの記述がありますが、一般国民が手軽に使用できる周波数の1つであり、防災や山岳、マリンスポーツなどでいまでも使用されています。 削除されることは適当ではないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>27MHz帯市民ラジオについて本改定案では移行・再編を予定しておりませんので、御意見として参考とさせていただきます。</p> <p>なお、本改定案に記載している27MHz帯の無線操縦用簡易無線局と、市民ラジオの無線局は異なります。</p>
23	<p><該当箇所> 第2章 各周波数帯区分の再編方針 IV. 960MHz～2.7GHz 帯 <u>具体的な取組</u> ⑤広帯域移動無線アクセスシステム</p> <p><意見> 今回の周波数アクションプラン案においては「BWAの更なる高度化及び周波数の拡大（2625～2655MHz）のための技術基準を平成24年中に策定する。」となっておりますが、BWAの更なる高度化及び周波数の拡大（2625～2655MHz）のための技術基準については本年4月に答申されており、現在手続きが進められている関係法令の整備について円滑に完了されることを希望致します。</p> <p>弊社が提供しているBWA（WiMAXサービス）につきましては、平成21年のサービス開始以降高速モバイルインターネット需要の急速な伸張を牽引し、本年8月末には345万加入を超えております。</p> <p>加入数に加えて加入者あたりトラフィックも当初事業計画を大きく上回り、周波数逼迫状況が非常に深刻にあることから、お客様への提供サービスの品質を維持するべく、上記関係法令が整備され次第速やかに拡大帯域の割当てを進めて頂くことを強く要望致します。</p> <p>また、拡大されるBWA帯域においては携帯電話システムを遥かに上回る高速データサービスをマーケットに提供できるよう、20MHz幅の高度化システムを導入可能とする割当てが不可欠と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【UQコミュニケーションズ株式会社】</p>	<p>本改定案への賛同意見として承ります。</p> <p>その他の要望につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>
24	<p><該当箇所></p> <p style="text-align: right;">【UQコミュニケーションズ株式会社】</p>	<p>27MHz帯市民ラジオについて</p>

第2章 各周波数帯区分の再編方針

I. 335.4MHz 以下

<意見>

無線通信の基礎である、振幅変調の通信実験が免許不要で出来る というのは大変に貴重なものだと感じています。

私が子供の頃、この市民ラジオに触れ、無線という世界に入ったきっかけを提供してくれたものでもあります。

当時は多くの多感な世代の市民ラジオ局があり、通信を楽しんでいました。

諸事情から一時休止していたものの、当時を懐かしみHAMや市民ラジオを再開される方も、見受けられます。

無線雑誌には再開をされる方に向けた特集も組まれております。

この貴重な市民ラジオを、今後も継続して残して頂きたいです。

普段は飛ばないし聞こえないのですが、小電力通信実験の楽しさはとても奥深いものがあります。

また趣味だけではなく、特性を生かした山岳での貴重な通信手段として、また防災対応、河川管理等にもまだ十分に対応でき活用ができるものです。

今後も新スプリアス規定に対応の市民ラジオ機は、微増ではありますが確実に増加をします。

【個人】

て本改定案では移行・再編を予定しておりませんので、御意見として参考とさせていただきます。

なお、本改定案に記載している27MHz帯の無線操縦用簡易無線局と、市民ラジオの無線局は異なります。

25

(意見1)

<該当箇所>

第2章 各周波数区分の再編方針

Ⅲ. 470 ~960MHz帯

基本的な方針

具体的な取組

- ③ 800MHz帯FPU(770~806MHz)
- ④ 特定ラジオマイク(770~806MHz)

<意見>

移動通信のトラフィック増大に対し利用者の利便性確保のため、円滑な移行に関しては協力していく所存である。

しかしながら700MHzFPU、ラジオマイクとも移行先周波数での共用条件検討、システム開発には時間を要することが予想される。

結果視聴者の利益を損なうこと無きよう配慮願いたい。

具体的には移行先である1.2GHz帯及び2.3GHz帯の既存無線局との調整において、従来の利便性が保たれる運用ができるよう、当事者間のみならず調整いただきたい。

移行期の携帯電話事業者との共用についても、先ず工程あ

1.2GHz帯、2.3GHz帯のFPUの技術的条件案の検討に際しては、今後、情報通信審議会の場合を通じて関係者の意見も取り入れつつ、既存無線局との共用条件等、十分な検討を行っていく予定です。

その他の要望につきましては、今後の参考とさせていただきます。

<p>りきではなく、実態に即した無理の無い形での移行を進めて行くべきであり、携帯電話事業者との当事者間だけに任せることなく指導いただけるよう配慮願いたい。</p>	
<p>(意見2) <該当箇所> 第2章 各周波数区分の再編方針 Ⅲ. 470～960MHz帯 <u>具体的な取組</u> ④ 特定ラジオマイク(770～806MHz)</p> <p><意見> ラジオマイクに関しては、放送番組制作のみならず、舞台、コンサートなど国民が享受する娯楽・文化・芸術の創作には欠かせないシステムであり、移行に関しては慎重な対応を望みたい。 ホワイトスペースでの運用に関しては現在「運用調整の仕組み」などについて協議中であるが、電波の専門家などによる意見を参考に慎重な論議を要望する。 また放送番組制作でのラジオマイクの運用においては、屋外で移動しながらの利用が多いことから、1.2GHz帯への移行を主と考えている。 しかしながら、現在この帯域で使用できる製品は無く、低遅延の新たなラジオマイクの開発が必要となっている。 終了促進措置の実施においては、実際の開発、製造の期間なども加味し、制度整備含めて配慮願いたい。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社TBSテレビ】</p>	<p>御意見として、今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>26 <該当箇所> 第2章 各周波数帯区分の再編方針 Ⅰ. 335.4MHz以下</p> <p><意見> 市民ラジオは現在企業の採算ベースに合わない為、各社製造販売を終了しましたが、趣味、マリンスポーツ、狩猟等のレジャーを中心に引き続き継続的に使われ続けています。また、学校の行事等公共的にもまだ一部使われています。 デジタル簡易無線等新たなバンド割当もありますが、30MHz以下で国民が資格無しで使える無線としては唯一この市民ラジオしか残されておりません。 災害時の非常通信にアマチュア無線は有効では有りますが、資格が必要で有り、国民誰もが使える無線では有りません。 デジタル簡易無線も有効ですが、UHF帯と言う特性から山岳部では山影には電波は届きません。しかし、市民ラジオ山影にも電波が届きますので有効な伝達手段です。</p>	<p>27MHz帯市民ラジオについて本改定案では移行・再編を予定しておりませんので、御意見として参考とさせていただきます。 なお、本改定案に記載している27MHz帯の無線操縦用簡易無線局と、市民ラジオの無線局は異なります。</p>

	<p>世界的に見ても、27MHz 帯を使う市民ラジオは開放普及しており、市民ラジオは我が国も継続すべきと考えます。</p> <p>既に製造メーカーが終売していて出荷数量が少ないとの判断の様ですが、大切なのは実際にまだ継続して使われていると言う事です。今後、新技術適合対応の無線機台数が増えて行く方向に有る事も踏まえ市民ラジオの継続を願います。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
27	<p><該当箇所> (参考1) 新しい電波利用の実現に向けた研究開発等 (2) 研究開発課題 (2-3) 安心・安全ワイヤレス分野</p> <p><意見> 弊社では、災害時において可能な限り電気通信サービスを維持し、重要通信を確保・維持するために、さまざまな対策に取り組んでおります。</p> <p>当該周波数帯の 400MHz 帯では「重要通信の確保」のための災害対策機器の運用や、国立公園など有線回線を敷設できないエリア等への通信確保等に有効に利用しております。</p> <p>最近発表されました南海トラフ巨大地震における災害想定も鑑み、非常時において被災者にいち早く臨時電話回線等を提供する災害対策用としての利用を確保した上で、当該周波数帯の更なる周波数有効利用に向けた技術的検討を進めることに賛同致します。</p> <p style="text-align: right;">【西日本電信電話株式会社】</p>	<p>本改定案への賛同意見として承ります。</p>
28	<p><該当箇所> 第2章 各周波数区分の再編方針 Ⅲ. 470～960MHz帯 <u>今後取り組むべき課題</u></p> <p><意見> P9(第2章 各周波数区分の再編方針 Ⅲ. 470～960MHz帯 今後取り組むべき課題)に賛同いたします。</p> <p>自然災害の多い我が国においては、主に災害時を想定した災害用通信システムや災害時等の異常状態などの情報を、いち早く広域に伝送できるセンサーネットワークシステムの整備が、社会的にも強く求められている状況にあります。</p> <p>例えば、多地点からのセンサ情報収集に応用が可能な M2M, IoT などの技術と、広域通信性に利点をもつ UHF 帯のホワイトスペースの利用技術を効果的に組み合わせることにより、国民の安全・安心な生活支援に有効な、新たな災害時情報収集、救急・物流支援ネットワークなどの整備が可能となり、さらに電波の有効利用にもつながる取り組みになると考</p>	<p>本改定案への賛同意見として承ります。</p> <p>その他の要望につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>

	<p>えます。</p> <p>これらのシステムを実現するために必要な通信技術や無線設備の技術的条件、既存無線局との周波数共用条件などの研究開発が、早期に実施されることを要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【住友電気工業株式会社】</p>	
29	<p>(意見 1)</p> <p><該当箇所></p> <p>第 2 章 各周波数帯区分の再編方針</p> <p>Ⅲ. 470～960MHz 以下</p> <p><u>基本的な方針</u></p> <p><u>具体的な取組</u></p> <p>③ 800MHz 帯 F P U (770～806MHz)</p> <p>④ 特定ラジオマイク (770～806MHz)</p> <p><意見></p> <p>基本的な方針に示された、「今後の移動通信システムの利用拡大等に対応するため、中長期的に携帯無線通信システム用周波数を確保できるよう、周波数移行・再編を推進する。」との方針を支持するとともに、700MHz 帯の認定事業者として、平成 27 年 1 月までに携帯電話サービスを開始できるよう周波数移行を促進していきます。</p> <p>800MHz 帯 FPU (770～806MHz) 及び特定ラジオマイク (770～806MHz) の移行先における既存無線局等との共用検討について、「平成 24 年度中に結論を得て、周波数移行を進める。」との具体的な取組を支持します。700MHz 帯の周波数再編を迅速に実施するためにも、移行先における他の無線局との共用検討が促進されることを希望いたします。</p> <hr/> <p>(意見 2)</p> <p><該当箇所></p> <p>第 2 章 各周波数帯区分の再編方針</p> <p>Ⅳ. 960～2.7GHz 帯</p> <p><u>基本的な方針</u></p> <p><u>具体的な取組</u></p> <p>① 1.5GHz 帯デジタル MCA 陸上移動通信システム</p> <p>④ 2GHz 帯衛星通信システム</p> <p>⑤ 広帯域移動無線アクセスシステム (BWA)</p> <p><意見></p> <p>基本的な方針に示された、「1.7GHz 帯携帯無線通信システムの周波数及び使用地域の拡大について検討」との方針を支持します。当社では、1.7GHz 帯東名阪バンドのエリア展開を進めておりますが、東名阪以外の地域においても、県庁所在地級都市の繁華街やその周辺地域等でトラヒックの増加傾向が続いている状況です。このような都市部トラヒックに対応する観点から、1.7GHz 帯東名阪バンドについて、東名</p>	<p>本改定案への賛同意見として承ります。</p> <p>その他の要望につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>広帯域移動無線アクセスシステムに関する御意見については、将来の周波数の割当てに際して、情報通信審議会の答申を踏まえ、共存上必要なガードバンドを確保する予定です。</p> <p>その他の御意見については、本改定案への賛同意見として承ります。</p> <p>また、その他の要望につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>

阪以外の都市部等、使用可能地域の拡大に関する検討が進められることを希望します。

1. 5GHz 帯デジタル MCA 陸上移動通信システムに関し、「使用期限についても携帯無線通信システムの周波数需要や利用動向等を踏まえ、地域ごとに前倒しを検討する。」との具体的な取組を支持します。当社では、特定基地局開設計画の認定を受け、1. 5GHz 帯において LTE 方式の特定基地局開設を進めております。当社が割当を受けた 1. 5GHz 帯のうち、一部の帯域は、北海道、関東、東海、近畿、中国、九州の各地域において、平成 26 年 4 月以降に使用可能とされておりますが、昨今の携帯無線通信のトラヒック増加傾向を踏まえ、MCA 陸上移動通信の縮退の進んだ地域において、引き続き使用期限の前倒しの検討が進められることを希望します。

2GHz 帯（1980-2010MHz および 2170-2200MHz）に関しては、具体的な取組として、「研究開発動向、諸外国の動向、東日本大震災等を受けた新たな衛星通信ニーズ等を踏まえ、当該周波数帯等の利用の在り方について検討を実施する。」とされておりますが、昨今における地上携帯無線通信のトラヒック増加傾向を踏まえ、同帯域についても地上携帯無線通信システムによる利用を希望します。本周波数帯は、現在、地上携帯無線通信システムが利用している 1920-1980MHz および 2110-2170MHz と隣接しているため、低コストでのシステム導入が期待されます。

広帯域移動無線アクセスシステム（BWA）に関しては、具体的な取組として、「BWA の更なる高度化及び周波数の拡大（2625～2655MHz）のための技術基準を平成 24 年中に策定する。」と記載されております。平成 24 年 4 月 25 日に答申された情報通信審議会情報通信技術分科会携帯電話等高度化委員会報告「広帯域移動無線アクセスシステムの高度化に関する技術的条件」においては、高度化 BWA システムの無線局数に制限を付けたうえで、隣接する衛星システム（上り）との所要ガードバンド幅が 10MHz であることを導いております。

今後、周波数割当てを行う際には、隣接する衛星システムとの間に有害な干渉が発生することを避けるため、情報通信審議会での検討結果を踏まえた制度整備がなされることを希望します。

（意見 3）

<該当箇所>

第 2 章 各周波数帯区分の再編方針

V. 2. 7～4. 4GHz 帯

基本的な方針

具体的な取組

② 3. 4GHz 帯への第 4 世代移動通信システムの導入

本改定案への賛同意見として承ります。

その他の要望につきましては、今後の参考とさせていただきます。

<意見>

基本的な方針に示された、「第4世代移動通信システム等の移動通信システムが平成27年度から導入できるよう、周波数移行や周波数割当て等の検討を推進する。」との方針を支持します。

本周波数帯のうち、特に3.4～4.2GHz帯は、広帯域な周波数割当てが可能であり、ITU無線通信総会(RA-12)において、IMT-Advancedの無線インタフェース仕様勧告として承認された、LTE-Advancedが利用する周波数に適していると考えられます。昨今の携帯無線通信のトラフィック増加傾向を踏まえ、この周波数帯においても、携帯無線通信の周波数として使用するための技術基準が早期に策定されることを希望します。

また、LTE-Advancedの商用展開時期までに、既存システムの円滑な周波数移行、衛星通信との具体的な共用方策についての検討、及び隣接システムとの間の干渉検討が推進され、周波数割当てが早期に実施されることを希望します。

なお、3.4GHz帯音声STL/TTL/TSL、3.4GHz帯音声FPU及び監視・制御回線については、「一定の地域から開始できるよう音声STL/TTL/TSL等の利用状況を踏まえ、移行期限の前倒しについて検討を行い、平成24年度までに結論を得る。」と具体的な取組に記載されている通り、移行期限の前倒しについての検討が進められ、早期に前倒しの結論が得られることを希望します。

(意見4)

<該当箇所>

第2章 各周波数帯区分の再編方針

VI. 4.4～5.85GHz帯

基本的な方針

<意見>

基本的な方針に示された、「第4世代移動通信システム等の移動通信システムへの需要に対応した必要周波数を確保するため、既存システムの周波数有効利用方策を早急に推進する。」との方針を支持します。

本周波数帯についても、LTE-Advanced等の携帯無線通信の周波数として利用可能となるよう、各種検討が早急に進められるとともに、上述の3.4～4.2GHz帯と併せた全体的な検討が行われた上で、技術基準が早期に策定されることを希望します。さらに、LTE-Advancedの商用展開時期までに、既存システムの円滑な周波数移行、及び隣接システムとの間の干渉検討が推進され、周波数割当てが早期に実施されることを希望します。

【株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ】

本改定案への賛同意見として承ります。

その他の要望につきましては、今後の参考とさせていただきます。

30	<p>(意見 1)</p> <p><該当箇所></p> <p>第 2 章 各周波数帯区分の再編方針</p> <p>IV. 960～2.7GHz 帯</p> <p><u>基本的な方針</u></p> <p><意見></p> <p>広帯域移動無線アクセスシステム帯域の 2630～2660MHz は、2012 年度中に割当てを実施すべき</p> <p>広帯域移動無線アクセスシステム (BWA) 帯域の 2630～2660MHz は、モバイル衛星放送事業が 2008 年度末に終了しており周波数が現在空いております。この状態が続くことは国民の貴重な電波の有効利用の観点からも望ましくない状態であり、一刻も早く割当てを実施し、少なくとも電波利用料収入 (年間約 28 億円) を得るべきであると考えます。</p> <p>移動通信事業者にとって、急増するトラフィックの早期対策が必要であるため、2012 年度中に割当てを完了し、2013 年度早期に利用開始が可能となることを要望いたします。また、第 4 世代移動通信システムを対象にした周波数オークション導入に関わる電波法改正は、国会で審議中ですが、2.5GHz 帯の BWA 高度化に伴う周波数割当てはこれと切り離して実施するべきであると考えます。</p>	<p>本改定案とは直接の関係がなく、意見募集の対象外ではありますが、御意見として、参考とさせていただきます。</p>
	<p>(意見 2)</p> <p><該当箇所></p> <p>第 2 章 各周波数帯区分の再編方針</p> <p>IV. 960～2.7GHz 帯</p> <p><意見></p> <p>2.3GHz 帯は、国際動向を考慮し BWA 等の移動通信用途とするべき</p> <p>800MHz 帯 FPU (770～806MHz、うち 18MHz 幅はラジオマイクと共用) の移行先のひとつとして検討されている 2.3GHz 帯は、アジア (中国、香港、韓国、マレーシア、インド、シンガポール)、オセアニア (オーストラリア、ニュージーランド)、米国、カナダ等多数の国で BWA 等の移動通信用途に割当てられています。このような国際動向を考慮し、アジアでも日本が移動通信をリードしていくためにも、日本は 2.3GHz 帯を BWA 等の移動通信用途とするべきであると考えます。</p> <p>BWA 帯域は近いうちに周波数が足りなくなることが予想されるため、「ワイヤレスブロードバンド実現のための周波数検討ワーキング」とりまとめで発表された 2015/2020 年に向けた周波数確保の目標 (700/900MHz 帯、1.7GHz 帯、2.5GHz</p>	<p>本改定案とは直接の関係がなく、意見募集の対象外ではありますが、御意見として、参考とさせていただきます。</p>

帯、3.4～4.2GHz 帯、4.4～4.9GHz 帯)に、移動通信システムの高速度・大容量化への対応として 2.3GHz 帯も追加するべきであると考えます。

また、電波は貴重な資源であり、移動通信用途に 2.3GHz 帯の 40MHz 幅を利用すると電波利用料収入(広域専用電波で利用した場合年間約 38 億円)となるため、2.3GHz 帯は BWA 等の移動通信用途とするべきであると考えます。

800MHz 帯 FPU はホワイトスペースに移行し、放送事業者が既に割当てられている周波数の中で技術の高度化により放送と FPU を共用する等の周波数有効利用を検討するべきであると考えます。

(意見 3)

<該当箇所>

第 2 章 各周波数帯区分の再編方針

V. 2.7～4.4GHz 帯

<意見>

3.4～3.6GHz 帯は、技術的条件取りまとめ後、速やかに割当てを実施すべき

3.4～3.6GHz 帯は WRC-07 において IMT 用途に特定され、100 以上 100 以上の国が移動通信システム用途に使用することを表明し、諸外国で利用が開始されています。

スマートフォンの普及により急増するトラフィックに対応し、3.4～3.6GHz 帯は第 4 世代移動通信システムの技術的条件が取りまとめられた後に速やかに利用開始が可能となるよう割当て及び周波数再編を推進するべきであると考えます。

一方、3.6～4.2GHz 帯は、2015 年開催予定の WRC-15 において IMT 用途の国際的検討が見込まれるため、国際的な割当て動向に合わせて利用可能とするべきであると考えます。

(意見 4)

<該当箇所>

第 2 章 各周波数帯区分の再編方針

Ⅲ. 470～960MHz 以下

<意見>

地上テレビジョン放送(470～710MHz)は 52CH から 42CH 以下に再リパックすべき

地上テレビジョン放送(470～710MHz)は、限られた周波数を有効活用できる SFN の利点を最大限活かし、当該放送帯域を更に圧縮して 52CH から 42CH 以下に再リパックし、空いた 10CH 分の周波数を他の逼迫したシステムへ割り当てる

本改定案とは直接の関係がなく、意見募集の対象外ではありますが、御意見として、参考とさせていただきます。

地上テレビジョン放送は、地形等の条件により SFN の利用ができない地域があることから現行のチャンネル配置が最善であるところです。

等、周波数の有効利用を行うべきであると考えます。

(意見5)

<該当箇所>

第2章 各周波数帯区分の再編方針

Ⅲ. 470～960MHz 以下

具体的な取組

③ 800MHz 帯 F P U (770～806MHz)

<意見>

800MHz 帯 FPU の移行先は、470～650MHz のホワイトスペースとするべき

地上テレビジョン放送(470～710MHz)は、前4項の再リパックを考慮し、470～650MHz のホワイトスペースの有効活用を考えると、地上テレビジョン放送と同じ免許人である800MHz 帯 FPU もホワイトスペースで利用することが望ましいと考えます。そして、800MHz 帯 FPU の移行先のひとつとして検討されている2.3GHz 帯は、BWA 等の移動通信用途とするべきであると考えます。

FPUの移行先周波数帯については、既存免許人からの要望及び国内の周波数の使用状況を考慮し、可能な限り現状と同等の利用環境を確保する観点から、周波数を選定したものです。

FPUの移行先周波数帯である1.2GHz 帯は無線標定業務等に既に割り当てられています。このように、移行先周波帯においても複数システムで周波数の共用を図りつつ、電波の有効利用を図るものです。

なお、FPUの移行先周波数帯については、これまで「ワイヤレスブロードバンド実現のための周波数検討ワーキンググループ」のとりまとめ(平成22年11月)、平成22年度電波の利用状況調査の評価結果(平成23年7月)及び周波数再編アクションプラン(平成23年9月改定)において、意見募集の結果を踏まえて決定・公表してきたところです。

(意見6)

<該当箇所>

第2章 各周波数帯区分の再編方針

Ⅳ. 960～2.7GHz 帯

具体的な取組

④ 2GHz 帯衛星通信システム

<意見>

2GHz 帯衛星通信システムは、諸外国と連携し、大規模災害に備えて早期に実用化を図るべき

弊社グループは、主要通信事業者のうち衛星通信システムを保有していない唯一の事業者として、東日本大震災等の大規模な災害が発生した場合でも安定的な通信を確保できる衛星通信システムを諸外国と連携し実用化に貢献したいと考えております。

本改定案への賛同意見として承ります。

その他の要望につきましては、今後の参考とさせていただきます。

	<p>弊社が考えている 2GHz 帯衛星通信システムの概要は、別紙 3 の通りです。 注：別紙 3 省略 【ソフトバンクモバイル株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンク BB 株式会社】</p>	
31	<p>(意見 1) ＜該当箇所＞ 第 2 章 各周波数帯区分の再編方針 IV. 960～2.7GHz 帯 <u>基本的な方針</u></p> <p>＜意見＞ 広帯域移動無線アクセスシステム帯域の 2630～2660MHz は、2012 年度中に割当てを実施すべき</p> <p>広帯域移動無線アクセスシステム (BWA) 帯域の 2630～2660MHz は、モバイル衛星放送事業が 2008 年度末に終了しており周波数が現在空いております。この状態が続くことは国民の貴重な電波の有効利用の観点からも望ましくない状態であり、一刻も早く割当てを実施し、少なくとも電波利用料収入 (年間約 28 億円) を得るべきであると考えます。</p> <p>移動通信事業者にとって、急増するトラフィックの早期対策が必要であるため、2012 年度中に割当てを完了し、2013 年度早期に利用開始が可能となることを要望いたします。</p> <p>また、第 4 世代移動通信システムを対象にした周波数オークション導入に関わる電波法改正は、国会で審議中ですが、2.5GHz 帯の BWA 高度化に伴う周波数割当てはこれと切り離して実施するべきであると考えます。</p>	<p>本改定案とは直接の関係がなく、意見募集の対象外ではありますが、御意見として、参考とさせていただきます。</p>
	<p>(意見 2) ＜該当箇所＞ 第 2 章 各周波数帯区分の再編方針 IV. 960～2.7GHz 帯</p> <p>＜意見＞ 2.3GHz 帯は、国際動向を考慮し BWA 等の移動通信用途とするべき</p> <p>800MHz 帯 FPU (770～806MHz、うち 18MHz 幅はラジオマイクと共用) の移行先のひとつとして検討されている 2.3GHz 帯は、アジア (中国、香港、韓国、マレーシア、インド、シンガポール)、オセアニア (オーストラリア、ニュージーランド)、米国、カナダ等多数の国で BWA 等の移動通信用途に割当てられています。このような国際動向を考慮し、アジアでも日本が移動通信をリードしていくためにも、日本は 2.3GHz 帯を BWA 等の移動通信用途とするべきであると考え</p>	<p>FPUの移行先周波数帯については、既存免許人からの要望及び国内の周波数の使用状況を考慮し、可能な限り現状と同等の利用環境を確保する観点から、周波数を選定したものです。</p> <p>なお、FPUの移行先周波数帯については、これまで「ワイヤレスブロードバンド実現のための周波数検討ワーキンググループ」のとりまとめ (平成22年11月)、平成22年度電波の利用状況調査の評価結果 (平成23年7月) 及び周波数再編アクションプラン (平成23年9月改定) において、</p>

ます。

BWA 帯域は近いうちに周波数が足りなくなることが予想されるため、「ワイヤレスブロードバンド実現のための周波数検討ワーキング」とりまとめで発表された 2015/2020 年に向けた周波数確保の目標（700/900MHz 帯、1.7GHz 帯、2.5GHz 帯、3.4~4.2GHz 帯、4.4~4.9GHz 帯）に、移動通信システムの高速度・大容量化への対応として 2.3GHz 帯も追加するべきであると考えます。

また、電波は貴重な資源であり、移動通信用途に 2.3GHz 帯の 40MHz 幅を利用すると電波利用料収入（広域専用電波で利用した場合年間約 38 億円）となるため、2.3GHz 帯は BWA 等の移動通信用途とするべきであると考えます。

800MHz 帯 FPU はホワイトスペースに移行し、放送事業者が既に割当てられている周波数の中で技術の高度化により放送と FPU を共用する等の周波数有効利用を検討するべきであると考えます。

意見募集の結果を踏まえて決定・公表してきたところです。

（意見 3）

＜該当箇所＞

第 2 章 各周波数帯区分の再編方針

V. 2.7~4.4GHz 帯

＜意見＞

3.4~3.6GHz 帯は、技術的条件取りまとめ後、速やかに割当てを実施すべき

3.4~3.6GHz 帯は WRC-07 において IMT 用途に特定され、100 以上国以上の国が移動通信システム用途に使用することを表明し、諸外国で利用が開始されています。

スマートフォンの普及により急増するトラフィックに対応し、3.4~3.6GHz 帯は第 4 世代移動通信システムの技術的条件が取りまとめられた後に速やかに利用開始が可能となるよう割当て及び周波数再編を推進するべきであると考えます。

一方、3.6~4.2GHz 帯は、2015 年開催予定の WRC-15 において IMT 用途の国際的検討が見込まれるため、国際的な割当て動向に合わせて利用可能とするべきであると考えます。

本改定案への賛同意見として承ります。

（意見 4）

＜該当箇所＞

第 2 章 各周波数帯区分の再編方針

Ⅲ. 470~960MHz 以下

＜意見＞

地上テレビジョン放送（470~710MHz）は 52CH から 42CH 以下に再リパックすべき

地上テレビジョン放送は、地形等の条件により SFN の利用ができない地域があることから現行のチャンネル配置が最善であるところです。

地上テレビジョン放送（470～710MHz）は、限られた周波数を有効活用できる SFN の利点を最大限活かし、当該放送帯域を更に圧縮して 52CH から 42CH 以下に再リパックし、空いた 10CH 分の周波数を他の逼迫したシステムへ割り当てる等、周波数の有効利用を行うべきであると考えます。

（意見 5）

＜該当箇所＞

第 2 章 各周波数帯区分の再編方針

Ⅲ. 470～960MHz 以下

具体的な取組

③ 800MHz 帯 F P U (770～806MHz)

＜意見＞

800MHz 帯 FPU の移行先は、470～650MHz のホワイトスペースとするべき

地上テレビジョン放送（470～710MHz）は、前 4 項の再リパックを考慮し、470～650MHz のホワイトスペースの有効活用を考えると、地上テレビジョン放送と同じ免許人である 800MHz 帯 FPU もホワイトスペースで利用することが望ましいと考えます。そして、800MHz 帯 FPU の移行先のひとつとして検討されている 2.3GHz 帯は、BWA 等の移動通信用途とするべきであると考えます。

FPUの移行先周波数帯については、既存免許人からの要望及び国内の周波数の使用状況を考慮し、可能な限り現状と同等の利用環境を確保する観点から、周波数を選定したものです。

FPUの移行先周波数帯である1.2GHz帯は無線標定業務等に既に割り当てられています。このように、移行先周波数帯においても複数システムで周波数の共用を図りつつ、電波の有効利用を図るものです。

なお、FPUの移行先周波数帯については、これまで「ワイヤレスブロードバンド実現のための周波数検討ワーキンググループ」のとりまとめ（平成22年11月）、平成22年度電波の利用状況調査の評価結果（平成23年7月）及び周波数再編アクションプラン（平成23年9月改定）において、意見募集の結果を踏まえて決定・公表してきたところです。

（意見 6）

＜該当箇所＞

第 2 章 各周波数帯区分の再編方針

Ⅳ. 960～2.7GHz 帯

具体的な取組

④ 2GHz 帯衛星通信システム

＜意見＞

2GHz 帯衛星通信システムは、諸外国と連携し、大規模災害に備えて早期に実用化を図るべき

本改定案への賛同意見として承ります。

その他の要望につきましては、今後の参考とさせていただきます。

	<p>弊社グループは、主要通信事業者のうち衛星通信システムを保有していない唯一の事業者として、東日本大震災等の大規模な災害が発生した場合でも安定的な通信を確保できる衛星通信システムを諸外国と連携し実用化に貢献したいと考えています。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社ウィルコム】</p>	
32	<p>(意見 1)</p> <p><該当箇所></p> <p>第 2 章 各周波数帯区分の再編方針</p> <p>V. 2.7~4.4GHz 帯</p> <p><u>基本的な取り組み</u></p> <p>② 3.4GHz 帯への第 4 世代移動通信システムの導入</p> <p><u>今後取り組むべき課題</u></p> <p>② 3.4-3.6GHz 帯</p> <p><意見></p> <p>この周波数帯域は、日本およびグローバルの IMT バンドとして非常に重要なものになると考えます。日本の周波数戦略やスペクトル配置を検討する際に、この帯域についてグローバルあるいは在圏リージョンにおける周波数利用動向や運用とのハーモナイゼーションを考慮してゆくことは、非常に有益であると考えます。さらに FSS(Fixed Satellite Service)のような他のサービス系と IMT の共用検討は、この帯域に対する周波数ハーモナイゼーションのグローバルまたはリージョンレベルの展開を促進するためにも有益であり、効果的に実施されることを望みます。また技術的にこの周波数帯域では、スモールセル技術の適用は高いシステム能力や品質を提供できるものであり、とくに TDD モードと併せた運用は効果的であると考えます。</p>	<p>本改定案への賛同意見として承ります。</p>
	<p>(意見 2)</p> <p><該当箇所></p> <p>第 2 章 各周波数帯区分の再編方針</p> <p>V. 2.7~4.4GHz 帯</p> <p><u>今後取り組むべき課題</u></p> <p>③ 3.6-4.2GHz 帯</p> <p><意見></p> <p>この帯域は将来の IMT にとって重要なものになると考えます。モバイルブロードバンド通信サービスの市場需要の発展に応じた時期にタイムリーに配備することを可能にするには、周波数配置の検討を前もって進めておくことが必要であると思います。FSS のような他のサービス系と IMT の共用検討は、この帯域のグローバル化促進や WRC-15 での IMT バンドの認定を促すうえでも進められるべきと考えます。</p>	<p>本改定案への賛同意見として承ります。</p>

	<p>(意見 3) <該当箇所> 第 2 章 各周波数帯区分の再編方針 VI. 4.4~5.85GHz 帯 <u>今後取り組むべき課題</u> 4.4-4.9GHz 帯</p> <p><意見> この帯域は将来の IMT にとって重要なものになると考えます。FSS のような他のサービス系と IMT の共用検討は、この帯域のグローバル化促進や WRC-15 における IMT バンドの認定を促すうえでも進められるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【華為技術日本株式会社】</p>	<p>本改定案への賛同意見として承ります。</p>
33	<p>(意見 1) <該当箇所> 第 2 章 各周波数帯区分の再編方針 IV. 960~2.7GHz 帯 <u>基本的な方針</u></p> <p><意見> 広帯域移動無線アクセスシステム帯域の 2630~2660MHz は、2012 年度中に割当てを実施すべき</p> <p>広帯域移動無線アクセスシステム (BWA) 帯域の 2630~2660MHz は、モバイル衛星放送事業が 2008 年度末に終了しており周波数が現在空いております。この状態が続くことは国民の貴重な電波の有効利用の観点からも望ましくない状態であり、一刻も早く割当てを実施し、少なくとも電波利用料収入 (年間約 28 億円) を得るべきであると考えます。</p> <p>移動通信事業者にとって、急増するトラフィックの早期対策が必要であるため、2012 年度中に割当てを完了し、2013 年度早期に利用開始が可能となることを要望いたします。</p> <p>また、第 4 世代移動通信システムを対象にした周波数オークション導入に関わる電波法改正は、国会で審議中ですが、2.5GHz 帯の BWA 高度化に伴う周波数割当てはこれと切り離して実施するべきであると考えます。</p>	<p>本改定案とは直接の関係がなく、意見募集の対象外ではありますが、御意見として、参考とさせていただきます。</p>
	<p>(意見 2) <該当箇所> 第 2 章 各周波数帯区分の再編方針 IV. 960~2.7GHz 帯</p> <p><意見> 2.3GHz 帯は、国際動向を考慮し BWA 等の移動通信用途と</p>	<p>FPUの移行先周波数帯については、既存免許人からの要望及び国内の周波数の使用状況を考慮し、可能な限り現状と同等の利用環境を確保する観点から、周波数を選定したものです。</p>

すべき

800MHz 帯 FPU (770~806MHz、うち 18MHz 幅はラジオマイクと共用)の移行先のひとつとして検討されている 2.3GHz 帯は、アジア(中国、香港、韓国、マレーシア、インド、シンガポール)、オセアニア(オーストラリア、ニュージーランド)、米国、カナダ等多数の国で BWA 等の移動通信用途に割当てられています。このような国際動向を考慮し、アジアでも日本が移動通信をリードしていくためにも、日本は 2.3GHz 帯を BWA 等の移動通信用途とするべきであると考えます。

BWA 帯域は近いうちに周波数が足りなくなることが予想されるため、「ワイヤレスブロードバンド実現のための周波数検討ワーキング」とりまとめで発表された 2015/2020 年に向けた周波数確保の目標(700/900MHz 帯、1.7GHz 帯、2.5GHz 帯、3.4~4.2GHz 帯、4.4~4.9GHz 帯)に、移動通信システムの高速度・大容量化への対応として 2.3GHz 帯も追加するべきであると考えます。

また、電波は貴重な資源であり、移動通信用途に 2.3GHz 帯の 40MHz 幅を利用すると電波利用料収入(広域専用電波で利用した場合年間約 38 億円)となるため、2.3GHz 帯は BWA 等の移動通信用途とするべきであると考えます。

800MHz 帯 FPU はホワイトスペースに移行し、放送事業者が既に割当てられている周波数の中で技術の高度化により放送と FPU を共用する等の周波数有効利用を検討するべきであると考えます。

なお、FPUの移行先周波数帯については、これまで「ワイヤレスブロードバンド実現のための周波数検討ワーキンググループ」のとりまとめ(平成22年11月)、平成22年度電波の利用状況調査の評価結果(平成23年7月)及び周波数再編アクションプラン(平成23年9月改定)において、意見募集の結果を踏まえて決定・公表してきたところです。

(意見3)

<該当箇所>

第2章 各周波数帯区分の再編方針

V. 2.7~4.4GHz 帯

<意見>

3.4~3.6GHz 帯は、技術的条件取りまとめ後、速やかに割当てを実施すべき

3.4~3.6GHz 帯は WRC-07 において IMT 用途に特定され、100 か国以上の国が移動通信システム用途に使用することを表明し、諸外国で利用が開始されています。

スマートフォンの普及により急増するトラフィックに対応し、3.4~3.6GHz 帯は第4世代移動通信システムの技術的条件が取りまとめられた後に速やかに利用開始が可能となるよう割当て及び周波数再編を推進するべきであると考えます。

一方、3.6~4.2GHz 帯は、2015 年開催予定の WRC-15 において IMT 用途の国際的検討が見込まれるため、国際的な割当

本改定案への賛同意見として承ります。

<p>て動向に合わせて利用可能とするべきであると考えます。</p>	
<p>(意見 4) <該当箇所> 第 2 章 各周波数帯区分の再編方針 Ⅲ. 470～960MHz 以下</p> <p><意見> 地上テレビジョン放送 (470～710MHz) は 52CH から 42CH 以下に再リパックするべき</p> <p>地上テレビジョン放送 (470～710MHz) は、限られた周波数を有効活用できる SFN の利点を最大限活かし、当該放送帯域を更に圧縮して 52CH から 42CH 以下に再リパックし、空いた 10CH 分の周波数を他の逼迫したシステムへ割り当てる等、周波数の有効利用を行うべきであると考えます。</p>	<p>地上テレビジョン放送は、地形等の条件により SFN の利用ができない地域があることから現行のチャンネル配置が最善であるところです。</p>
<p>(意見 5) <該当箇所> 第 2 章 各周波数帯区分の再編方針 Ⅲ. 470～960MHz 以下 <u>具体的な取組</u> ③ 800MHz 帯 F P U (770～806MHz)</p> <p><意見> 800MHz 帯 FPU の移行先は、470～650MHz のホワイトスペースとするべき</p> <p>地上テレビジョン放送 (470～710MHz) は、前 4 項の再リパックを考慮し、470～650MHz のホワイトスペースの有効活用を考えると、地上テレビジョン放送と同じ免許人である 800MHz 帯 FPU もホワイトスペースで利用することが望ましいと考えます。そして、800MHz 帯 FPU の移行先のひとつとして検討されている 2.3GHz 帯は、BWA 等の移動通信用途とするべきであると考えます。</p>	<p>FPU の移行先周波数帯については、既存免許人からの要望及び国内の周波数の使用状況を考慮し、可能な限り現状と同等の利用環境を確保する観点から、周波数を選定したものです。</p> <p>FPU の移行先周波数帯である 1.2GHz 帯は無線標定業務等に既に割り当てられています。このように、移行先周波数帯においても複数システムで周波数の共用を図りつつ、電波の有効利用を図るものです。</p> <p>なお、FPU の移行先周波数帯については、これまで「ワイヤレスブロードバンド実現のための周波数検討ワーキンググループ」のとりまとめ (平成 22 年 11 月)、平成 22 年度電波の利用状況調査の評価結果 (平成 23 年 7 月) 及び周波数再編アクションプラン (平成 23 年 9 月改定) において、意見募集の結果を踏まえて決定・公表してきたところです。</p>
<p>(意見 6)</p>	<p>本改定案への賛同意見とし</p>

	<p><該当箇所> 第2章 各周波数帯区分の再編方針 IV. 960～2.7GHz 帯 <u>具体的な取組</u> ④ 2GHz 帯衛星通信システム</p> <p><意見> 2GHz 帯衛星通信システムは、諸外国と連携し、大規模災害に備えて早期に実用化を図るべき</p> <p>弊社グループは、主要通信事業者のうち衛星通信システムを保有していない唯一の事業者として、東日本大震災等の大規模な災害が発生した場合でも安定的な通信を確保できる衛星通信システムを諸外国と連携し実用化に貢献したいと考えております。</p> <p style="text-align: right;">【Wireless City Planning 株式会社】</p>	<p>て承ります。</p>
<p>34</p>	<p><該当箇所> 第2章 各周波数帯区分の再編方針 II. 335.4～470MHz 帯 <u>具体的な取組</u> ④ 400MHz 帯医療用テレメータ</p> <p><意見> 周波数再編アクションプランのうち 400MHz 帯再編の具体策として、現在使用中の 400MHz 帯医療用テレメータを IEEE802.15.6 規格のテレメータ装置を持って高度化すると記されている点について、次の通り意見いたします。</p> <p>1. IEEE802.15.6 は BAN (Body Area Network) の規格であり、通信範囲は身体周辺に限られていますが、IEEE802.15.6 規格のテレメータ装置を現行の医療用テレメータと同じ周波数帯で用いれば、混信発生は自明です。医療用テレメータは特に重篤な患者に対して用いられることから、混信や信号不達を原因とする通信の途絶は医療事故に繋がるため、絶対に避けることが求められます。</p> <p>仮に IEEE802.15.6 を医療向けのみとした場合でも、既存の医療用テレメータ装置との混信は避けられない上、高度化によって機器が利用する規格が変更されれば、病院側は新規に沿った新たな設備を導入せねばなりません。少子高齢化、税収減少、医療費予算の増大の時代に、機器置換の費用は極めて膨大であり、収益を圧迫し、さらなる医療過疎を生じる原因となることは容易に予想されます。</p> <p>再編具体策の策定は、両規格による機器が混在した場合</p>	<p>IEEE 802.15.6を使用する医療用テレメータの技術基準については、既存の医療用テレメータに影響がないよう検討を行っています。また、402～405MHz帯については、我が国では様々な用途に使用されており、今後の検討とさせていただきます。</p>

	<p>の混信の有無と新しい規格に沿った機器の通信機能についてより注意深い調査を行い、その結果を受けて必要必須な機能の策定を行った上、さらに機器開発の目途を付けた上で行うべきと考えます。</p> <p>2. 周波数利用の高度化として挙げられている双方向通信化は、無線を通して行うべき範囲では大きく期待される需要を見出し得ません。医療機器供給者と大規模病院の両方に大規模な需要調査が必要と考えます。</p> <p>3. 現状、我が国の医療用テレメータが用いる周波数は主要国の周波数と異なっています。国際協調、IEEE802.15.6普及、医療機器ビジネスの各観点から考えれば、むしろ402～405MHz帯を用いた医療用テレメータを実現することが、日本企業の国際競争力にも貢献できると考えられ、このような周波数の適用を検討すべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【日本生体医工学会医療電磁環境研究会】</p>	
35	<p>(意見1) <該当箇所> 第1章 背景・目的</p> <p><意見> 周波数再編アクションプラン(平成24年10月改定版)(案)に賛成します。 周波数再編にあたっては、国内の周波数需要の時期及び量(帯域幅)を的確に把握すること、及び国際的な割当て状況との整合性を踏まえることが重要と考えますので、引き続きこれらに配慮した周波数再編を推進していただくことを希望します。</p> <hr/> <p>(意見2) <該当箇所> 第2章 各周波数帯区分の再編方針 Ⅲ. 470～960MHz以下 <u>具体的な取組</u> ③ 800MHz帯FPU(770～806MHz) ④ 特定ラジオマイク(770～806MHz)</p> <p><意見> 当社は、700MHz帯における携帯電話サービスの早期提供に向けて、終了促進措置による迅速な周波数移行を推進する所存ですが、そのためには、移行対象無線局の移行先帯域における円滑な運用確保が不可欠と考えます。800MHz帯FPU及び特定ラジオマイクの移行先帯域における共用検討については、平成24年度中に結論を得ることとされていることから、これを確実に実施していただくことを希望します。</p>	<p>本改定案への賛同意見として承ります。</p> <p>本改定案への賛同意見として承ります。 その他の要望につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>

<p>(意見 3)</p> <p><該当箇所></p> <p>第 2 章 各周波数帯区分の再編方針</p> <p>V. 2.7~4.4GHz 以下</p> <p><u>今後取り組むべき課題</u></p> <p>③</p> <p>④</p> <p><意見></p> <p>3.4~3.6GHz 帯において、平成 27 年度から第 4 世代移動通信システムの実用化が可能となるよう技術的条件の検討を進めることについて賛成します。データ通信量の益々の増加に伴う周波数ひっ迫の状態は今後も継続する見込みであることから、第 4 世代移動通信システムの早期導入に向けて、検討を推進していただくことを希望します。</p> <p>3.6~4.2GHz 帯については、第 4 世代移動通信システムへの割当の面だけでなく、固定衛星業務との共用の面でも国際協調を図ることが重要と考えます。</p>	<p>本改定案への賛同意見として承ります。</p>
<p>(意見 4)</p> <p><該当箇所></p> <p>第 2 章 各周波数帯区分の再編方針</p> <p>VI. 4.4~5.85GHz 以下</p> <p><u>基本的な方針</u></p> <p><意見></p> <p>「第 4 世代移動通信システム等の移動通信システムへの需要に対応した必要周波数を確保するため、既存システムの周波数有効利用方を早急に推進する。」という基本的な方針に賛成します。</p>	<p>本改定案への賛同意見として承ります。</p>
<p>(意見 5)</p> <p><該当箇所></p> <p>第 2 章 各周波数帯区分の再編方針</p> <p>VII. 5.85GHz 超</p> <p><u>今後取り組むべき課題</u></p> <p>④</p> <p><意見></p> <p>22GHz 帯電気通信業務（中継系・エントランス）の使用周波数の拡大については、早期実現に向けた検討を継続していただくことを希望します。</p>	<p>御意見として、今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>(意見 6)</p> <p><該当箇所></p>	<p>本改定案への賛同意見として承ります。</p>

	<p>(参考 1)新しい電波利用の実現に向けた研究開発等 (1)概要</p> <p><意見> また、新しい電波利用の実現に向けた研究開発等については、周波数資源を最大限に有効活用することを企図した、種々新しい電波利用の実現に向けた研究開発の推進に賛成します。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	
36	<p>(意見 1) <該当箇所> 第 2 章 各周波数帯区分の再編方針 Ⅲ. 470～960MHz 以下 <u>基本的な方針</u></p> <p><意見> 「今後の移動通信システムの利用拡大等に対応するため、中長期的に携帯無線通信システム用周波数を確保できるよう、周波数移行・再編を推進する。」との基本的な方針に賛成します。</p> <p>当社は、割り当てられた 700MHz 帯にて早期の携帯電話サービスを開始できるよう、他の認定開設者と共同して、周波数移行を推進していきます。周波数移行を迅速に実施するために、800MHz 帯 FPU (770～806MHz)、及び特定ラジオマイク (770～806MHz) の移行先における、他の無線局との共用検討を平成 24 年度中に終わらせるべきと考えます。また、円滑な移行のため、その他機器の製造等関係各所の協力が必要不可欠であり、総務省殿には後押しをお願いしたいと考えます。</p> <p>700MHz 帯周波数移行と並行し、発生するおそれのある地上デジタル放送の受信障害の防止、発生した場合の措置も実施していきますが、将来に渡り地上デジタル放送の受信設備やその工事内容に規制がない状態では、必要以上の対策件数の増加や、対策の長期化等が懸念されます。放送受信ブースターといった受信設備及びその工事内容への何らかの規制を設ける等、当該対策が最小となるよう効果的で活用し得る支援も要望します。</p>	<p>本改定案への賛同意見として承ります。 その他の要望については、今後の参考とさせていただきます。</p>
	<p>(意見 2) <該当箇所> 第 2 章 各周波数帯区分の再編方針 Ⅳ. 960MHz～2.7GHz 帯 <u>具体的な取組</u> ②1.7G 帯携帯無線通信システム</p>	<p>本改定案への賛同意見として承ります。</p>

	<p><意見></p> <p>1. 7GHz 帯無線通信システムへの周波数拡大については、急増するトラヒックに対応するものとして、従来のモバイルブロードバンドを推進する政策とも整合性があり、当社としても歓迎するものです。先刻、パブリックコメントが行われた 1.7GHz 帯携帯無線通信システムの周波数の確保を含む「無線設備規則の一部を改正する省令案等」の制度整備に引き続いて、速やかな割当てプロセスを開始いただけるよう要望します。</p>	
	<p>(意見 3)</p> <p><該当箇所></p> <p>第 2 章 各周波数帯区分の再編方針</p> <p>V. 2.7~4.4GHz 以下</p> <p><u>基本的な方針</u></p> <p><u>具体的な取組</u></p> <p>③ 映像 STL/TTL/TSL (A バンド)</p> <p><u>今後取り組むべき課題</u></p> <p><意見></p> <p>「第 4 世代移動通信システム等の移動通信システムが平成 27 年度から導入できるよう、周波数移行や周波数割当て等の検討を推進する。」との基本的な方針に賛成します。また、具体的な取組みでの音声 STL/TTL/TSL 等の移行期限の前倒しの検討を平成 24 年度中に行うことに賛成します。今後取り組むべき課題の「3.6~4.2GHz 帯の周波数帯における第 4 世代移動通信システムへの割当てについて、固定衛星業務との共用に配慮しつつ、検討を進める。」に賛成します。</p>	<p>本改定案への賛同意見として承ります。</p>
	<p>(意見 4)</p> <p><該当箇所></p> <p>第 2 章 各周波数帯区分の再編方針</p> <p>VI. 4.4~5.85GHz 以下</p> <p><u>今後取り組むべき課題</u></p> <p><意見></p> <p>今後取り組むべき課題の「4.4~4.9GHz 帯を候補として、第 4 世代移動通信システムなどの移動通信システムへの周波数割当てについて、国際協調を図りつつ検討を進める。」に賛成します。</p> <p style="text-align: right;">【イー・アクセス株式会社】</p>	<p>本改定案への賛同意見として承ります。</p>
37	<p><該当箇所></p> <p>第 2 章 各周波数帯区分の再編方針</p> <p>I. 335.4MHz 以下</p>	<p>27MHz帯市民ラジオについて本改定案では移行・再編を予定しておりませんので、御</p>

	<p><意見> 27MHz 帯市民ラジオについてご意見させていただきます。 現在、市民ラジオの登録局数は少ない状況にありますが、過去に販売されていた無線機を新スプリアス基準に適合するような動きがあります。 今後、登録台数は増加する見込みとなっております。 市民ラジオは電波の特性上、山岳移動や、猟友会などで使用され続けることが予想されます。また、震災を機に、無線の重要性を再認識する方々も多くおり、免許不要の無線局の再開局の声も多くなっております。 こういった状況からもアクションプラン再編について、ご考慮いただければ幸いです。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>意見として参考とさせていただきます。 なお、本改定案に記載している27MHz帯の無線操縦用簡易無線局と、市民ラジオの無線局は異なります。</p>
38	<p><該当箇所> 第2章 各周波数帯区分の再編方針 I. 335.4MHz 以下</p> <p><意見> 市民ラジオを使用しています。 新スプリアス対応の無線機を使用しています。 もし、今後、周波数割り当ての見直し対象とするのであれば、その後の公共の福祉に合致する明確な再利用プランの提示事前にをお願いしたいと思います。 例えば、パーソナル無線については携帯電話への再利用という納得のできるプランがありました。 行政裁判等の不要な労力は誰も望むところではないと思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>27MHz帯市民ラジオについて本改定案では移行・再編を予定しておりませんので、御意見として参考とさせていただきます。 なお、本改定案に記載している27MHz帯の無線操縦用簡易無線局と、市民ラジオの無線局は異なります。</p>